

会 議 録

会議の名称	平成17年度 第1回西東京市環境審議会
開催日時	平成17年7月25日(月) 19時00分から21時13分まで
開催場所	西東京市役所田無庁舎横インゲビル3階 第3・4会議室
出席者	<p>【委員】石部委員、一方井委員、大森委員、木内委員、外山委員、檜垣委員、宇都宮委員、齋藤委員、松永委員、伊藤委員、伊豆田委員、市川委員、大月委員、能智委員、金成委員、中村(賢)委員、中村(眞)委員</p> <p>【事務局】大森環境防災部長、山本環境保全課長、櫻井環境保全課長補佐、三城環境計画係主任、横山環境計画係主事</p>
議 題	<ol style="list-style-type: none"> 1.開会 2.あいさつ 3.環境審議会小委員会における検討結果報告について 4.その他 5.閉会
会議資料の名称	<p>資料1 環境審議会小委員会における検討結果報告</p> <p>資料2 小・中学校の環境学習に関するアンケート調査報告</p> <p>資料3 諮問事項に対する環境審議会委員「意見シート」の集計</p>
記録方法	発言者の発言内容ごとの要点記録
会 議 内 容	
<p>(19時00分開会)</p> <p>能智会長 本日は、ご多忙のところ、お集まりいただきありがとうございます。 2月28日の環境審議会以来の5ヶ月ぶりの開催でございます。 この間、小委員会を4月から6月までに4回開催し、本日ご報告する環境学習の基本的考え方などについて検討してまいりました。詳しい内容については、後程、議題の中でご説明したいと思います。</p> <p>それでは、ただ今から第1回環境審議会を開会したいと思います。</p> <p>本日は、保谷委員、大町委員から欠席の連絡をいただいております。また、檜垣委員が15分ほど遅れるとの連絡をいただいておりますので、ご報告いたします。</p> <p>はじめに、事務局から報告事項がありますでしょうか。</p> <p>山本環境保全課長 2点ございます。</p> <p>1点目は、委員のみなさんからご意見をいただいて、平成15年度の環境白書が出来上がりましたのでお配りいたします。</p> <p>2点目としまして、多摩小平保健所の渡来委員が3月末で退職されました。後任につ</p>	

いては、4月に着任された方が今回、辞退をしたいとのことでしたので1名の欠員ということにしたいと考えております。

また、教育委員会指導課長の松本委員が4月1日付で異動になりました。後任には同じく指導課長の大町委員をお願いしております。本日は会長からの報告のとおり、業務の都合により欠席されております。

さらに、環境保全課でも異動がございまして、環境計画係の富永主任が7月1日に異動し、後任に三城主任が参りましたのでご紹介いたします。

三城環境計画係主任

三城でございます。よろしくお願いいいたします。

山本環境保全課長

事務局からは以上でございます。

能智会長

それでは、次第に沿って会議を進めていきたいと思っております。

会議次第の2「環境審議会小委員会における検討結果報告について」ですが、はじめに事務局から、事前に配布されている資料について説明願います。

櫻井環境保全課長補佐

それでは資料の説明をさせていただきます。

はじめに、資料2「小・中学校の環境学習に関するアンケート調査報告」から説明させていただきます。この資料は、今年の1月から2月にかけて市内小学校・中学校を事務局で訪問した際、環境に関するアンケート調査を実施した結果をまとめたものでございます。

(以下、資料2に基づき内容説明)

櫻井環境保全課長補佐

続いて、資料3「諮問事項に対する環境審議会委員『意見シート』の集計」について説明させていただきます。平成16年度の第6回審議会で委員のみなさんをお願いしましたご意見についてまとめたものでございます。

(以下、資料3に基づき内容説明)

櫻井環境保全課長補佐

最後に、資料1「環境審議会小委員会における検討結果報告」になりますが、これは小委員会で議論いただいた内容をまとめたものになります。

(以下、資料1に基づき内容説明)

資料の説明については、以上でございます。

(19時28分 檜垣委員入室)

能智会長

ただいま、事務局から資料1～3までの説明がありました。資料の説明の中でも述べましたが、小委員会を4回開催した中では、議論が十分に尽くせない部分があります。特に環境情報の提供については、今回の報告でも具体的な取り組みを提示しきれていない状況です。

ただし、環境審議会の今後の日程も絡んでまいります。本答申の時期は9月末日ということでしたので、これらを含めて事務局から今後の予定について説明願います。

櫻井環境保全課長補佐

それでは、今後の予定についてご説明いたします。

当初の予定では、本日の審議会で答申案についてご議論いただき、本日の結果を踏まえた答申をまとめ、9月の審議会において最終確認をお願いしたいと考えておりました。しかし、本日の報告書はあくまで小委員会から審議会への報告という形になっておりますので、本日の審議会において環境学習の基本的考え方以降の部分について、委員のみなさまからご意見をいただいた上で、答申の形にまとめ、審議会にお示ししたいと考えております。

従いまして、9月末の1回だけでご審議いただくのは難しいと思われまますので、1回追加して、9月上旬に審議会の開催をお願いしたいと考えております。事務局としましては、9月5日の月曜日をお願いできればと考えておりますので、よろしく願いいたします。

今後の予定については以上でございます。

能智会長

ただいま、事務局から今後の会議予定について説明がありましたが、9月5日に答申案について審議し、9月末の審議会において最終確認を行いたいとのことです。この事務局の提案について、ご意見がございますでしょうか。

なければ、9月5日と26日の2回審議会を開催し、答申をとりまとめたいと思いますので、みなさまのご協力をお願いいたします。

それでは本日の本題に入りたいと思います。資料1の6頁以降を中心にご意見をいただきたいと思います。

まず6頁の「環境学習を支え推進するための基本的考え方」についてご意見をいただきたいと思います。何かご意見はございますでしょうか。

外山委員

ちょっとその前にお願いがあります。

資料3「諮問事項に対する環境審議会委員『意見シート』の集計」の中で、7頁のところで「知りたい環境の情報や資料などがありましたらご記入ください」とあり、みなさんの知りたい情報などが明記されていますが、これに対する個別の回答、あるいは資料の提示、それを我々は欲しいわけですが、それはどうなっているのでしょうか。

能智会長

7頁についての回答ということでしょうか。

外山委員

「知りたい環境の情報や資料」ということで明記していますので、みなさん知りたいと思います。それに対する対応です。要は、何か資料がありましたら頂きたい。資料がなければ、何か状況的な説明などをしていただきたい。むしろ資料が頂きたいです。そういう意味で我々は書いているわけですから。その辺を事務局に聞きたい。

能智会長

具体的にどういった取組みを行っていくかという観点での回答になるのでしょうか。

外山委員

例えば1つ例を挙げますと、今、地球温暖化対策に取り組んでいくことになっていますが、それに対して西東京市としてどういうふうに対処するのか。要は我々が知りたい環境の情報や資料の提示をしているわけですから、それに対する答えが欲しいということです。知りたい情報を我々から出して、一方通行では具合が悪いのではないのですか、ということです。

事務局から何も回答がなければ、こういったアンケートの意味もなくなるわけです。我々も知りたいから書くわけですので、それに対する対応をきちっとしてほしいです。

櫻井環境保全課長補佐

よろしいでしょうか。こちらとしても設問の聞き方が悪かった点はあるかと思いますが、みなさまがどういった情報を求めているのかを参考にしながら、情報提供のあり方の中身について検討していこうと考えておりましたので、現状を把握する意味でも率直な意見がいただければと思っております。

ただ、外山委員のご指摘のとおり地球温暖化対策に関しましては、平成17年の3月に市が事業所としての地球温暖化対策実行計画を策定しましたので、資料として委員のみなさまに提供できればと考えております。

外山委員

無い情報は別にしても、答えられる情報があるのであれば何らかの形で出すべきだと私は思います。そうでなければこういったアンケートを行う意味がないと思います。

櫻井環境保全課長補佐

みなさまからどういった情報を求めているのかを事務局として参考にしたいと考えておりました。そういう意味では、情報提供のあり方を実行可能なものにしていくためには、各主体の代表からなる委員のみなさまのご意見をいただいて、今後の情報提供について考えていくことから、今回の設問を設定させていただきました。

こちらでも用意できる資料については提供させていただきたいと思っております。

外山委員

せめて用意できるものだけでも、多少、概略的なものになっても結構ですので、何ら

かの形で出していただきたいと思います。以上、要望いたします。

能智会長

知りたい環境情報についての要望がございましたが、事務局としても環境の情報提供について、まず委員の方の「知りたい情報」を把握することで情報提供のあり方を考え、答申に反映させるために設問したものです。今後は、用意できる資料があれば提供していくようにしたいと思います。

外山委員

もう一つ質問してよろしいでしょうか。

小委員会の中で、事務局から提示された資料というのは「アンケートの調査報告」と「各委員の意見シート集約」だけでしょうか。他に何かあったのでしょうか。他に参考資料があれば我々にも提示していただきたい。

櫻井環境保全課長補佐

本日、委員のみなさまに共通認識していただかなければいけないものにつきましては、資料として提示させていただきました。その他は、4回の小委員会の議論に必要なものについては、逐次、用意いたしました。例えば、国の基本方針のパンフレットなどがございましたが、国の基本方針自体は委員のみなさまにもご提示しています。必要最小限みなさまが認識していただきたいものにつきましては、本日、提示しました資料になります。

外山委員

共通認識ということですね。要は同じ土俵の上に立たないと審議が進まない、ということが常識だと思いますので、あえて質問したわけです。今のお話ですと、共通認識できる最低限の資料が我々にも配布されているということですね。しかし、実際には他にも資料があったということですか。

櫻井環境保全課長補佐

本来、小委員会を立ち上げた理由としましては、限られた時間を効率的に運用していくために小委員会を立ち上げました。その小委員会でご議論いただいた中身を、全体の委員のみなさんにご提示して、ご意見を頂きたいとする小委員会の報告があります。ですから小委員会と同じ土俵でご議論いただく時間はございませんので、その点をご理解いただいて今後の審議を進めていただきたいと思います。

外山委員

ということは共通認識を得る最低限の資料は提示していただいて、それ以外は、小委員会用という解釈ですね。いずれにしても、たたき台を審議するには、同じ土俵に立たないとなかなか出来ないということがありましたので、あえて質問させていただきました。分かりました。

能智会長

私からも説明させていただきます。小委員会を進めていくための資料はいくつか提示

されましたが、事務局から目新しいものとして提示されたものは、本日、お配りした資料になります。

本題にもどりますが、6頁の参考資料3「環境学習を支え推進するための基本的考え方(案)」について、みなさんからのご意見をいただきたいと思います。

外山委員

1点よろしいでしょうか。

6頁に書かれている5項目というのは、先だって配布されました環境省の基本的考え方を読むと、ここに挙げられている項目のことはよく分かります。1つだけ付け加えていただきたいのが、4番目の「生涯にわたって継続していく」の中の3行目に「～それらに対応していくためには、～」とあります。その「対応していく」という部分は、噛み砕いて言うと「共存・共栄」という言葉が適当ではないかと私は思います。つまり「～それらと共存・共栄を図っていくためには、～」としたほうが私は良いと思うのですが、いかがでしょうか。いわゆる「環境問題」というのは人間社会が営みを続けていく限り、新たな事態を生み出されている」となっており、それに対応するということは新しく生み出されたものと、それを100%是認するわけではなく、つまり自然との共存・共栄だと思いますので、「対応」という言葉を「共存・共栄」にするとよろしいかと思いますが、いかがでしょうか。

能智会長

今のご提案について、他にご意見ございますでしょうか。

中村(眞)委員

よろしいでしょうか。

私は環境行政を長年やっていますが、「共存・共栄」ですと誤解を生むと思います。例えば、今マスコミを賑わせているアスベストですが、あれも「対応」という大きなテーマを持っています。アスベストと「共存・共栄」という話にはならないわけです。「共存・共栄」というのは自然環境のイメージであれば共存・共栄ということはありませんが、これはもっとスパンの広い環境問題ですので、「共存・共栄」というのは言葉として一面的だと思います。現在の地球温暖化とかヒートアイランドなどは人間生活に対して、マイナスの環境問題が多いこともありますので、私は「対応」の方が言葉のイメージとして合っていると思います。

能智会長

他に、この件についてのご意見がございましたでしょうか。

伊豆田委員

「共存・共栄」ではないと思います。環境問題というのは共存・共栄して出来ることと、問題を取り除くといった面もありますので、そうすると「対処」か「解決」という言葉のほうがはっきりすると思います。つまり、環境問題と共存・共栄はできないわけですし、自然と人間の場合は共存・共栄ということが考えられますが、主語が環境問題であり、問題は対処していくか解決していくのが正しいと思います。

外山委員

「対処」か「解決」の方が良いかもしれませんね。

能智会長

「対処」にするか「解決」にするか、どちらが良いと思いますか。

外山委員

私は「解決」が良いかと思います。

能智会長

「対処」と「解決」では文言が違いますので、むしろ「対応」としたままでも問題ないと思います。

この件以外で、何かご意見がございますでしょうか。

大森委員

2番目の項目で「体験的、実践的に進める」の中で、「～環境に対する人間の責任と役割について理解し、～」とあるのですが、今、学校環境にあって命の大切さということが目標になっていて、単にインターネットを通じてバーチャルな環境学習のやり取りをするだけだと実態がない感じがするので、命の大切さを踏まえて実際に見て、聞いて、触れて体験する、五感で自然を感じるような命を感じて命を大切にできる環境学習の場が必要である、ということをお京市の特徴として表せば良いのではないのでしょうか。

地球のためといっても、実際は人や自分のために優しくなければ、地球に優しくなれないわけです。人のためのものだと思うので、やはり命の大切さを絡めた環境を実践的に進めた方が良いと思います。

能智会長

環境学習の中でということでしょうか。

大森委員

環境学習の中で命の大切さを学ぶことができたら良いと思います。インターネットの中で情報を取れば色々な情報が出てきますが、実体験が伴わないとどうしても、地球がこんな状態で、でも暑さがこんなに続いているとか、実際に育てていた植物がなんだか枯れてきたとか、なんだか咳が出るとか、そういった実体験というのは地球がおかしいと感じ取れると思います。そういったことを情報交換だけではなく、五感に触発するような情報を提供できるということを加えてほしいと思います。

システムで取り組めない部分があるかもしれないですが、何か体験学習を行い、その中で命の大切さを知ることが学ぶことができればと思います。

石部委員

よろしいでしょうか。

具体的にこの文章の中に、インターネットの利用を前提として書いてあるかということ、そうではありません。「このためには『気づき、関心をもつ』『調べる』『理解す

る』～」といった「気づき」の中に、五感がないと気づきはありませんので、さらに強調するのであれば、具体的に表現するのは難しいですので、このままでも良いのではないかと思います。

大森委員

現代社会ではバーチャルなことが多くて、環境でも命の大切さを踏まえたうえでの環境学習というものが、少し盛り込まれていると親としても安心します。環境だけが一人歩きしないで命の大切さに気づいてほしいと思います。

能智会長

項目の後半には、ある程度体験するための具体性が括弧書きの中に明記されていると思います。ですから、あとは括弧書きの中の文言に何か言葉を加えていくぐらいになると思います。前半では「人間の責任と役割」の部分が命の大切さに当たると思います。

石部委員

「このためには『気づき、関心を持つ』」の間に「命の大切さに十分配慮しつつ」という文言を入れるのはどうでしょうか。

木内委員

私は「気づき」の前に「生命の大切さに」を入れた方が良いと思います。「気づき」だけですと抽象的で、何に気づくのか分かりませんので、「生命の大切さ」を付け加えていただきたいと思います。

一方井副会長

そうすると、この「気づき」が生命の大切さだけに限定されてしまうと思います。相対的なことであれば人間の命は大切なことになりますが、環境という観点からすると人間以外の全てが共存することであり、1つのまとまりがあって1つの循環社会が形成されると思います。そのことから「気づき」を大きく捉えていると考えると、ここで固有名詞を入れてしまと限定的になってしまいます。この「気づき」は十分にそれらを考えて書いてあるのではないかと思います。

外山委員

色々なことに気づくという広義な意味で書いてあると思うので、そうであれば「命の大切さ」についても十分包括されていることになります。

石部委員

何か言葉を挿入するのであれば「気づき」は命の大切さに気づくのではなくて、「命の大切さを十分に認識して」とか「命の大切さを踏まえ」といったことを付け加えれば良いのではないのでしょうか。

木内委員

「気づき」は朴訥な感じがします。もう少し柔らかな言葉遣いのほうが分かりやすいと思います。

石部委員

やはり広い意味合いからすると、私はこのままでも良いのではないかと思います。

能智会長

この位置に限定しないで、他の場所に入れることも可能ではないでしょうか。

大森委員

どこかに命みたいな文字が1つでも入れることができれば良いと思います。

伊豆田委員

「体験的、実践的に進める」の2行目に入れてみてはどうでしょうか。最初の「環境学習は」の部分「環境学習では」にして、「～環境に対する人間の責任と役割や命の大切さを理解し～」といった文言にしてはどうでしょうか。そうすればみなさんが述べたことに合致するのではないかと思います。

能智会長

それでは、その方向で言葉を加えていきたいと思います。
これ以外にご意見がございますでしょうか。

外山委員

これから述べることは私も確信をもって言うわけではありませんが、みなさんの考えをお聞きしたいと思います。5つの大きな項目がありますがそれに加えてもう1つ「自発的な意思の尊重」というのが、基本的な考え方に入ったほうが良いのではないかと考えています。以前いただいた環境省の資料によると、「自発的な意思の尊重」という言葉がしきりに出てきます。それはなぜかということ、各主体が環境問題に関して自らの問題意識ですとか使命感から自発的な意思によって教育や学習を行うと書いてあります。したがって自発的な意思は活動のきっかけにもなり、継続して行っていく動機にもなるとしています。そういったことから「自発的な意思の尊重」というのはここに掲げた5項目全てに関わる項目ではないかと考えたのですが、みなさんはいかがでしょう。

檜垣委員

3番目の項目「すべての人を対象に進める」の下から2行目の部分に「～すべてが環境学習の学びの主体になることが求められています」と書いてありますが、「自発的」と「主体になる」とはイコールでないかと感じます。ですからまた新たに自発的ということを加えると表現としてだぶってこないでしょうか。この意味合いと違うのであれば問題ありませんが。

外山委員

私はこの主体とは違うと考えました。

檜垣委員

全てが学習に対して主体的に取り組むと思いますが。

外山委員

主体的に取り組むのですが、自発性の尊重というのは活動を始めるきっかけですとか継続して進めるうえでの動機付けになると環境省の資料にも載っていますので、そういうことなのかと私も思いました。そういうことから学びの主体とは少し違うのではないかと思います。

能智会長

他の委員のみなさんはいかがでしょうか。

伊豆田委員

1つ質問なのですが、「自発的な意思の尊重」というのは例えば市民の自発的な意思を市が尊重することなのでしょうか。

外山委員

私が見た資料によると、行政が各主体の自発的な意思を尊重して色々な施策を行うこととし、さらに広義な意味でいえば各主体同士が相手の自発的な意思を尊重することが大切であると書いてあります。西東京市でいえば行政機関が各主体の自発的な意思を尊重して行うことが動機付けとして非常に効果的であるとしています。

伊豆田委員

それぞれ細かいことを言うよりも基本的な考え方の下から2行目に「今後、西東京市の環境学習を推進するためには市民の自発的な意思を尊重し、以下の考え方を基本とすべきと考えます」というふうに入れれば、市の考え方を示したものになると思います。

伊藤委員

主語が環境問題の取り組みであれば自発的になると思いますが、環境学習が主語になっていますので環境学習を自発的に行うのはどうかと思います。環境省の資料の中に出てきているという話でしたが、環境学習といったテーマで出てきているのでしょうか。

外山委員

基本的な考え方として出てきています。

伊藤委員

環境学習というのは主体であり、自発的な取組も含まれていると思います。

外山委員

そうではなくて考え方ですので、自発的な意思を尊重すべきだというふうに書いてあるわけです。

伊豆田委員

難しいのは、みなさんのように環境に対する意識が高くて様々な問題に取り組むことができるのであれば良いのですが、環境学習は意識の高くない人たちにも環境学習に取り組んでいかなければならない問題だと思います。みんなで自発的に行動する人や興味

のない人たちも含めて環境学習を進めていくことが大切であると考えれば、非常に誤解を招くこととなります。先ほど前段の文章の中に入れましたけど、逆に率直に言うかどうかという意味の言葉で使っているのか私には分かりません。誰の意思で誰が尊重するのかが分かりません。

外山委員

誰がというと、やはり環境省の資料の中ですので国です。

伊豆田委員

国が国民の自発的な意思を尊重すると書いてあるのですか。

外山委員

掻い摘んで言うとそういうことです。各主体には色々な人たちが含まれます。

伊豆田委員

それは環境学習に対してなのか環境問題に対してなのか、どちらでしょうか。

外山委員

環境学習を推進し支えるための基本的な考え方というふうに書いてあります。

伊豆田委員

あたりまえといえば、あたりまえのことですね。

伊藤委員

自発的な意識を持てるように環境学習を進めよう、とする目的が基本的な考え方に入っているのでしょうか。そういった意識をもっているから、だからこういった環境学習が大切なのです、といったものがあるのでしょうか。

外山委員

中には自発的に問題意識をもったり使命感をもったりして取り組んでいる方が沢山いるわけです。ですから全てが自発的であるとは言いませんが、そういった人たちの自発的な意思を尊重するという意味で書かれています。

能智会長

「自発的な意思の尊重」ということで文言等を精査して、これまで議論になっている環境問題・環境学習といったことに対しても整合性を図っていかなければなりません。改めてこれに対するご意見はございますでしょうか。

大森委員

平成16年度の第5回資料で配布された環境省の環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に関する基本的な方針の「はじめに」の最後の部分で、「政府としては、様々な主体の自発性を尊重し、これらと連携しながら持続可能な社会づくりに共に取り組んでいきます。」と書いてあるので、私が理解するには、あくまでもこういった方針があるけ

れども実施する本人の自発性を尊重します、だから強制ではありません、ということだ
と思います。

能智会長

そうであれば3番目の項目の「すべての人を対象に進める」の中に文言を加えて訂正
し、全体の文書の整合性を図ることでこの問題は終了したいと思います。

その他にご意見はございますでしょうか。

松永委員

意見として述べさせていただきます。

環境学習を推進するためには西東京市環境基本条例の第13条に「環境に関する市民指
導者等の人材の養成及び～」とありますが、是非この部分を基本的な考え方の5項目の
中に入れていただきたいと思います。次の頁との整合性がよく分からないのでどちらで
も良いのですが、例えば、次頁に「各主体の連携について」の部分で環境リーダーという
言葉が出てきます。これも同じような条件で指導者などの人材の育成に関わってくる問
題だと思っています。ただ条例の第13条の2項にも載っているとおりリーダーを養成する
ことが明確に載っておりますので、環境学習を推進するためには基本的な考え方として必
要ではないかと思い、どこかに表現として加えていただきたいと思いますが、いかがで
しょうか。

能智会長

環境学習を推進するリーダーの育成ということですね。

松永委員

そうです。

能智会長

この件に関しては後半の取り組みにも関係してきますので、必要に応じて審議してい
きたいと思います。

松永委員

具体的な取り組みにも関係してくると思いますので、多角的にご意見がいただければ
と思いますので、よろしくお願いします。

金成委員

よろしいでしょうか。「総合的な視点をもって取り組む」の2行目なのですが、「～エ
ネルギー消費や購買活動といった消費活動～」の部分の文字のつながりが私はしっくり
しません。エネルギーは消費ばかりではなく質の問題も言われているので、「エネルギ
ー問題やライフスタイル、消費活動」と付け加えたほうが良いのではないかと思いま
す。なぜ「購買活動といった消費活動」にしたのか分かりませんが、今はエネルギーの質
が大変問題になっているので、消費ばかりのことではないと思います。

能智会長

具体的には「地球環境問題・消費活動」ということでしょうか。

金成委員

「地球環境問題・エネルギー問題・消費活動」になります。個人的には「ライフスタイル」という言葉が入れば暮らし方を学ぶことから加えていただきたいと思います。

能智会長

ほかの委員のみなさんはいかがでしょう。言葉の並列の問題になります。

中村(賢)委員

「購買活動といった消費活動」の部分の意味がよく分かりません。

能智会長

「エネルギー消費」は理解できますか。

中村(賢)委員

「エネルギー消費」は分かります。

金成委員

分かるのですが、エネルギーは今バイオエネルギーなどの質の問題があって、ただ消費を節約する時代ではありません。もしこれからのことを書くのであればエネルギー消費ばかりではなく、エネルギー問題とか消費活動、ライフスタイルといったものを加えていただければと思います。ほかの委員のみなさんはいかがでしょう。

中村(賢)委員

「購買活動」というのが私は違和感を覚えます。それは消費活動の中に位置づけられているのではないかと思います。

宇都宮委員

エネルギー関係の立場から発言させていただくと、「環境学習で扱う内容は、大気や水、みどり、ごみといった身近なものから、地球温暖化などの地球環境問題～」となっていますが、本来、環境問題は1つであると考えますと身近なことから地球問題へとつながるこの文書全体の流れが分かりにくいと感じました。

能智会長

「環境学習で取り扱う内容は、～極めて多岐にわたっています。」となっています。

外山委員

「購買活動といった消費活動」といった部分はよく分かりません。

能智会長

「購買活動」は削除したほうが良いみたいですね。

外山委員

「エネルギー消費」の部分は確かに「エネルギー問題」のほうが私は良いのではないかと思います。その後の「購買活動といった消費活動」はピンとこないですね。

能智会長

環境学習を取り扱う内容には消費活動も含まれますので、この部分は文言等を精査して表記したいと思います。

基本的な考え方については以上にしたいと思います。次に7頁以降の実行可能な取り組みについてご意見をいただきたいと思います。先ほど述べましたように、ここでは「環境に関する情報提供と情報収集の実行可能なしくみ」と「環境学習に係る実行可能な市関係機関、高校、大学、事業者の連携・協働」について市長から諮問を受けています。

まず四角で囲ってある部分ですが、これは西東京市環境基本計画で示している方向性なので問題ないと思います。その次の具体的な取り組みですが、情報提供と情報収集については例示が3点ほどしかありません。小委員会でも十分に議論できなかった部分でもあります。

この部分でのご意見はございますでしょうか。

外山委員

よろしいでしょうか。

ここで言われている「情報提供と収集のしくみ」について、しくみを作るのではなく基本的な考え方を示すわけですよ。やはり情報収集・情報管理を基本的にどうするかということが関係してくるのではないかと思います。例えばどういった情報をどういうふうに整理して、情報の更新も含めてどうやって情報を管理していくかといったことがここに書かれてくるのではないのでしょうか。ほかにも情報というのは各主体が利用します。各主体というのは色々な団体・学校・事業者などを一括して各主体と言っていますが、その各主体の情報基盤をどういうふうに整備するのかということを考える必要があると思います。つまり、システム設計ということになりますと仕組み・システムを構成している個々の主体がある程度しっかりしたものがないと、仕組みだけ作っても機能しないのではないかと思います。そういった部分を基本的にどうするか、あるいは情報の収集や提供には媒体が必要です。その媒体をどうするか。さらに媒体が変わっても共用できる仕組みなどを、ここに書かれている意外に基本的に考える必要があると思います。みなさんはいかがでしょう。

中村(賢)委員

私も同じように考えまして、2番目に「市の広報等に専門コーナーを設置し、総合的な環境教育情報の発信を行う必要があります」とあり、その発信を行うということだけで全てここに集約してしまっています。これだけの大きな問題を表現するには少し足りない気がします。先ほどの話を含めて何らかのシステムを構築したうえで発信する必要があると思います。それから環境教育情報というのは教育ということに限られるのか、その基になる大気・水・みどりなどの環境の数値的なものを含めたものなのかがここでは分かりません。環境教育情報というだけでは足りないと思います。

能智会長

単に「仕組み」だけではなく、情報管理などを含めた基本的な考え方についてのご意見をいただきましたが、具体的に文書にするにはどう表現したら良いでしょうか。

外山委員

項目を増やして追加することになると思います。ここに書かれている3つの項目を見ますと細部にわたった取り組みだと思います。要は仕組みをつくる基本的な考え方が問われているわけですから、情報管理や媒体、各主体の情報の整備などが入ってきて然るべきではないかと私は思います。

能智会長

小委員会の中でも、出来るだけ具体的なものを委員のみなさんに提示していくというスタンスでやってきたのですが。

外山委員

具体的なのは良いのですが、仕組みを構築するための基本的な考え方に照らすと、率直に言ってちょっとずれがあるのではないかと感じます。

能智会長

ほかの方でご意見はございますでしょうか。

中村(賢)委員

1つ聞きたいのですが「市の広報等に専門コーナーを設置し」の中の広報というのは、新聞としての意味の広報ですよ。それに専門コーナーを設置する極めて狭い範囲でしかないと解釈されますが、そういうことなのでしょうか。

能智会長

具体的には次の行に書いてある「市のホームページ」などが考えられます。

中村(賢)委員

これだけで環境情報というものが各主体に伝えられるか疑問に感じます。小委員会に属していながら今更言うのもなんですが。

金成委員

私も同じところなのですが、広報だと専門コーナーでホームページだと環境コーナーになるのがよく分かりません。環境コーナーを設置し、環境教育情報よりも環境情報のほうが幅が広がるので色々な具体的なものもここに載せやすくなると思います。私もこの「教育」は削除したほうが良いと思います。市の広報であれば専門コーナーではなく環境コーナーが良いのではないかと思います。

項目を増やすことについての提案ですが、市民活動をしていると活動する人たちが交流できる場所があれば、活動がより深まるのではないかと思います。

能智会長

情報提供・収集からすると少し観点が違うように感じますが。

中村(賢)委員

そういった場所があれば情報収集も提供もしやすくなります。一番市民活動で困っているのが活動する場所がないということです。例えば市で格安に部屋などを提供してくれば、情報の場所になると思います。行政にとって必ずしも良い情報ではないかもしれませんが、市民活動としては必要であると考えています。

能智会長

2番目の項目の「市の広報等に専門コーナーを設置し～」というのが2行目の矢印以降に具体例としてかかってくるわけです。そのほかの「総合的な環境教育情報」などについては問題ないと思います。

外山委員

いま言われたことは結構なのですが、このことに関しては情報の発信することだけなわけです。ですからシステムを構築するうえでの基本的な考え方となると別の考え方になると思います。

さらに、言葉で言えば情報管理ということになりますが、こういった類の情報を収集して分析したうえで蓄積したものを各主体が利用するといった意味で管理といったのですが、そういったことがシステムをつくるうえで基本的に考えなければいけないことだと思うわけです。

能智会長

事務局としても仕組みの中で考えていることだと思います。

外山委員

3つの項目を見る限りでは考える中での具体的な施策ではありますが、仕組みをつくるための基本的な考え方というには少しずれがあると私は思います。むしろ考えることは情報管理どうするか、媒体をどうするか、各主体の情報基盤の整備をどうするかといったことだと思います。

市川委員

2番目の項目については具体性に欠けていると思うので、今の話のとおり基本的な考え方も加えつつ、分かりやすく表現し直したほうが良いのではないのでしょうか。

一方井副会長

詳しく現状は分からないのですが、リサイクルプラザを将来使っていくことを考えて書き加えていくことはできないものではないのでしょうか。

能智会長

前段の説明の中で情報に対する基本的な考え方を加え、さらに各項目についてもこれまでの議論を含めて整理し、再度考えていきたいと思っています。

外山委員

問題は、ここに書かれていること自体は非常に細かい施策であって、システムを構築するうえでの基本的な考えには相当しないということです。ですから求められていることは仕組みを構築するについての基本的な考えですから。ここに書いてあるのは基本的な考え方ではなくて、細かい施策が書いてあるわけです。

能智会長

ですから、3つの項目の前に3行ほど説明文がありますが、ここに今おしゃられたことを書き加えていきたいと考えております。ここを整理して書き加えなければこれまでの問題は解決しないと考えています。

続いて、連携・協働についてご意見をいただければと思います。先ほど環境リーダーといったお話もございましたので、何かご意見がございますでしょうか。

外山委員

よろしいでしょうか。ここでも連携・協働についての基本的な考え方についての観点から言えば、連携するためには各主体が他の主体の内容を十分知らなければならない、つまり透明性がなければいけないということです。そのためには基本的にどうするかということが1つあります。もう1点、各主体というのはそれぞれ特徴を持っていることから、その良い特徴を相互にどうやって活かしていくかが連携・協働の基本だと思います。ですから、そうするためにはどうしたら良いかという点があります。3点目に連携・協働を活発に進めていくためには、それをコーディネートする人が必要ではないかと思えます。コーディネーターの育成・活用をどうするかという問題があります。さらに各主体というのは複数あるので、連携・協働を円滑に進めるためには各主体をつなぐ手法が必要です。例えば実践活動やシンポジウムを開催して、そうしたことを含めて連携・協働の基準というかマニュアルみたいなものが必要ではないかと思えます。連携・協働についての基本的な考え方ですから、私はその記述が必要であると考えています。

一方井副会長

具体的にはどうしたら良いのでしょうか。

外山委員

ですから、どうしたら良いのかという考え方を提言するわけですから、その具体的なものについては行政機関で検討してもらわなければなりません。

櫻井環境保全課長補佐

今回の諮問の主旨をご説明しますと、基本的な方向性ですとか何が必要であるかという基盤は環境基本計画にうたわれていますので、そこを一步踏み込んで西東京市としては具体的にどうしたら良いのかということ「実現可能な」という言葉をキーワードとしてお願いしている部分でございます。何が大事であるかという理念的な部分はある程度把握しておりますので、行政としては環境学習を実現可能なものとするための具体的な部分を答申していただきたいというのが主旨でございます。基本的な考え方の部分は小委員会で整理していただきましたので、これは全般に共通する環境学習に関する基盤として考えていただきながら、具体的に仕組みとしてはどうしたら良いのかということに

ついてご意見をいただきたいと考えております。

外山委員

ですから、それに対する意見を述べているわけです。

櫻井環境保全課長補佐

今のお話ですと、基本的な考え方を強調されていたので…。

外山委員

それにこだわらなくても結構です。今の話のとおり「どうしたら良いか」ということを意見として出していただきたいということですが、まさに私はそのことを言っているわけです。

櫻井環境保全課長補佐

情報提供につきましても、どういった情報があって、どうやって情報を収集し、どうやって情報を提供していくのかがポイントになっております。例えば先ほどのお話にもございました拠点施設があって、そこに情報が集まって様々な情報の発信場所になっていくような、具体的な部分をまとめていただければと考えております。仕組みについても各団体を結びつけるような協議会を立ち上げて、そこで情報をとりまとめて発信する仕組みを作れば良いのですが、実際に具体化するためには最も行政が悩む部分でもあります。そういった意味でも審議会の委員のみなさんは各主体の代表ですので、みなさんの持っている情報などを基盤として、西東京市としての発信方法に対するご意見がいただけると助かります。

外山委員

そういった意見につながれば良いのですが、そもそもの出だしは今のお話のとおりだと思います。そうでなければ市長が諮問した内容に照らすと、今の話は少しずれていると思います。

櫻井環境保全課長補佐

諮問自体の主旨は、今ご説明したものになります。

外山委員

諮問の文書を読んだ限りでは今のお話のとおりには受け取れないです。

櫻井環境保全課長補佐

「実行可能な」という言葉がすべてに表記されています。

外山委員

それは逃げの一手だとわたしは思います。「実行可能な」というのはこの委員会だけではなかなか決めることは出来ないのではないですか。

山本環境保全課長

事務局だけではまとめられない部分もございまして、委員のみなさんからの知識や経験に基づいたご意見をいただきたいということです。

外山委員

最後はそうなっていくと思いますが、最初は考え方を出して、それにつなげていく話になると思います。

山本環境保全課長

最初の考えというのは環境基本計画にも書いてあることであって、それを基にどうしていくかといったことに対してご意見をいただきたいと考えているわけです。

外山委員

ここに書かれているものは本当に小さな施策が書いてあって、施策は施策として立派だと思えますが、少しずつれがあって、基本的な考え方も大事ではないでしょうかといったことが私の意見になります。

能智会長

小委員会では出来るだけ具体化したものを審議会に出したいということで、今回の資料を提出したのですが...

木内委員

一言だけよろしいでしょうか。

能智会長

どうぞ。

木内委員

市の方が具体的なこととっていましたが、市長がリサイクルプラザについて諮問しました。リサイクルプラザに反対する人もいらっしゃいますが、私としては1つのアイデアとして、リサイクルプラザを環境問題などが学ぶことができる場所として利用することです。活動する場所がないと出来ないと思うので、そこで環境リーダーを育成し、各地域に配置して代表の人たちが環境に関する情報の交流を図っていくための拠点とすべきだと思います。また、市まかせではなく環境リーダーを中心に地域の環境問題に取り組むことから、市の広報等の専門コーナーだけでは足りないと思うので、環境リーダーを中心として環境情報専門紙を広報活動の一部として作成して市民に伝達し、その中から情報をさらに収集していく。市からは情報を提供してもらおう。やはり市民が中心になって環境問題を勉強していかなくてはならないと思います。

この案を見ていると、市の職員中心に情報収集・提供が強くなっていくような感じがするので、市民中心とすることからも環境リーダーが必要になると思います。

能智会長

環境リーダーの育成などにリサイクルプラザの利用も必要であるということですね。

木内委員

一番大事なことではないかと思えます。情報を収集すべき人がいないと形だけの提案になってしまいます。

リサイクルプラザは確定している事項なのでしょうか。

外山委員

市報にも載っていましたが1年間延期するそうです。

金成委員

今回はここまでとして、次回に具体的な内容の提案を各自宿題として持ち寄るということによろしいのでしょうか。

能智会長

本日は開催時間も過ぎておりますので、次回に向けたものとしまして委員のみなさんからの具体的な提案について、メール・FAXなどで事務局までご意見を提出していただきたいと思えます。資料の取りまとめの時間もありますので8月19日(金)までに提出していただきたいと思えます。

中村(賢)委員

意見を出すのは良いのですが、私も最後の小委員会の時に、環境リーダーの件を付け加えてくださいということをお願いしましたが、それが入っていませんでした。もう1つは「環境学習に係る実行可能な市関係機関～」に市民団体・NPOも加えてほしいと申し入れしましたが、それも入っていませんでした。そういうことであれば、なぜできないのかを示していただきたい。せっかく申し入れたことがただ提案をしたことだけに終わらないようにしていただきたい。これは事務局でそういった選択をしたのかどうかは分かりませんが。

能智会長

今回ここですべてをまとめていくのは不可能ですので、再度、委員のみなさんから「西東京市における実行可能な取り組みについて」のご意見をいただき、それを受けて次回の審議会に望みたいと思えます。

最後に次第の3、その他ということですが、事務局から何かありますでしょうか。

櫻井環境保全課長補佐

ご意見につきましては8月19日(金)までにご提出くださるようお願いいたします。

また、先ほどの中村(賢)委員のお話でございますが環境リーダーに関する具体的な指示がございましたので、今回のご意見で具体的な内容をご提示いただければと考えておりますのでよろしくようお願いいたします。

なお、次回の審議会では答申案の形で委員のみなさんにお示ししたいと考えておりますので、忌憚のないご意見をいただければ幸いです。

能智会長

それではこれで第1回環境審議会を終了したいと思います。

次回は第2回の審議会となりますが、9月5日(月)の午後7時からで、場所は本日と同じイングビルの3階になります。お疲れ様でした。

(21時13分閉会)

以上